

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
日曜日の  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 字の区域の変更
- 土地改良法による換地処分
- 県道の路線の廃止
- 県道の区域の決定
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始

## 告 示

### 鳥取県告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による掘地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年三月一日現在の地番による。）
大字今西字本村	大字今西字本村のうち九〇五の一部、九〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字今西字門田一〇三〇の一、一〇三一の一、一〇三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字井手料一〇四七の一の一部、一〇四八の一の一部、一〇四八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今西字門田	大字今西字門田のうち一〇三〇の一、一〇三一の一、一〇三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今西字井手料	大字今西字井手料のうち一〇三八の二、一〇三九から一〇四一まで、一〇四二の三、一〇四七の一の一部、一〇四八の一の一部、一〇四八の三の一部、一〇五一の二、一〇五二の一、一〇五三の一、一〇五四、一〇五五の三、一〇九〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今西字上野平ル	大字今西字上野平ルのうち九四三の二、九四三の三、九四三の五、九四三の六、九四三の七の一部、九四三の八、

	<p>九四三の九、九四四の一、九四四の二、九四五、九四六、九四七の一部、九四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字今西字野田原九五三の一部、九五四の二、九五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字要書一三八一の六から一三八一の九まで、一三八一の一、一三八一の二の二の一部、一三八一の一五、一三八一の一六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字今西字要書</p>	<p>大字今西字要書のうち一三八一の六から一三八一の九まで、一三八一の一、一三八一の二の一部、一三八一の一五、一三八一の一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字今西字上野平九四三の二、九四三の三、九四三の五、九四三の六、九四三の七の一部、九四三の八、九四三の九、九四四の一、九四四の二、九四五、九四六、九四七の一部、九四八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字今西字野田原</p>	<p>大字今西字野田原のうち九五三の一部、九五四の二、九五七の一部、九七〇の一部、九七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字今西字新田九七八の一の一部、九七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五五の二と一体をなす国有地の一部、大字堀字新田一七二六の一部、一七二七の一部、一七三二から一七三四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字堀字新田大境一七三五、一七三六、一七三七の一部、一七三八から一七四〇まで、一七四一から一七四三までの一部、一七四四、一七四五の一、一七四五の四、一七四六の一、一七四六の四、一七四七の一、一七四七の四、一七四八の一、一七四九の一、一七五</p>
<p>大字今西字新田</p>	<p>〇の一、一七五一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字下新田一七八二の一の一部、一七八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字今西字風ノ免</p>	<p>大字今西字風ノ免のうち一一二七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字今西字新田九九一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今西字松垣一〇九九の一部、一一〇〇の一部、一一〇一、一一〇二の一部、一一〇四の一部、一一〇五の一部、一一〇七の一部、一一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今西字新崎一一二八の一部、一一二九の一部、一一三〇の一、一一三一の一、一一三三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字瀧ノ前一一三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字今西字松垣</p>	<p>大字今西字松垣のうち一九九九の一部、一一〇〇の一部、一一〇一、一一〇二の一部、一一〇四の一部、一一〇五の一部、一一〇七の一部、一一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字今西字井手料一〇三八の二、</p>

<p>大字今西字新崎</p>	<p>一〇三九から一〇四一まで、一〇四二の三、一〇五一の二、一〇五二の一、一〇五三の一、一〇五四、一〇五五の三、一〇九〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字瀧ノ前一三三五の一の一部、一一三九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字今西字瀧ノ前</p>	<p>大字今西字新崎のうち一一二八、一一二九、一一三〇の一、一一三一の一、一一三三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字今西字瀧ノ前のうち一一三五の一、一一三九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字堀字新田</p>	<p>大字堀字新田のうち一六六七の三、一六六八の一部、一六六九の一部、一六七〇、一六七一の一の一部、一六七二の二の一部、一七二六の一部、一七二七の一部、一七三二から一七三四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字上新田一六三二の一部、一六四二の一の一部、一六四六の一部、一六四七の一部、一六四九の一の一部、一六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字堀字新田大境一七三七の一部、一七四一から一七四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字堀字下新田一七八四の一部、一七八五の一部、一七八七の二の一部、一七八七の三、一七八八、一七九五から一七九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字野田原九五六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字堀字新田大境</p>	<p>大字堀字新田大境のうち一七三五から一七四四まで、一七四五の一、一七四五の四、一七四六の一、一七四六の四、一七四七の一、一七四七の四、一七四八の一、一七四九の一、一七四九の二、一七四九の五、一七五〇の一、一七五一の一、一七五一の四、一七五二の一、一七五二の六、一</p>
<p>大字堀字下新田</p>	<p>七五三の一、一七六六の一の一部、一七六六の五の一部、一七六九から一七七一まで、一七七二の一部、一七七三の一部、一七七四の三、一七七五、一七七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四五の五、一七六〇の一、一七六〇の四及び一七六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字下新田一七七八の一の一部、一七七九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字津田一八三九の一部、一八四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字堀字津田</p>	<p>大字堀字下新田のうち一七七八の一、一七七八の二、一七七九の一から一七七九の三まで、一七八〇の一、一七八〇の二、一七八一、一七八二の一の一部、一七八二の二、一七八二の五、一七八四の一部、一七八五の一部、一七八七の二の一部、一七八七の三、一七八八、一七九〇の一、一七九〇の六から一七九〇の八まで、一七九三の一、一七九五から一七九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字上新田一六三〇から一六三二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字新田一六六七の三、一六六八の一部、一六六九の一部、一六七〇、一六七一の一の一部、一六七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字堀字津田</p>	<p>大字堀字津田のうち一八一五の六の一部、一八一六の一部、一八二二の一部、一八二三の一の一部、一八三九の一部、一八四〇の一部、一八四六の一部、一八四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字新田大境一七七七の一の一部並びに一七四五の五、一七六〇の一、一七六〇の四及び一七六一の一と一体をなす国有地の一部、大字堀字下新田一七七八の一の一部、一七七八の二、一七七九の二、一七七九の三、一七八〇の一、一七八〇の二、一七八一、一七八二の二、一七八二の五、一七九〇の一、一七九〇の六から一七九〇の八まで、一七九三の一及びこ</p>

大字堀字津田前	れらと一体をなす国有地、大字堀字津田前一八五二の一部、一八五七から一八五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字一ノ部一九〇二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字堀字一ノ部	大字堀字一ノ部のうち一九〇一の一部、一九〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字津田一八一五の六の一部、一八一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字堀字津田前一八六三の二の一部、一八六三の二の二及びこれらと一体をなす国有地、一八六三の三、一八七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字津田一八二二の一部、一八二三の二の一部、一八四〇の一部、一八四六の一部、一八四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字一ノ部一九〇一の一部
大字堀字的場	大字堀字的場のうち一九一三の三、一九三九の一、一九四〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字堀字上新田	大字堀字上新田のうち一六三〇から一六三二までの一部、一六四二の二の一部、一六四六の一部、一六四七の一部、一六四九の二の一部、一六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字野田原一五六八の二の一部、一五六九、一五七二の二、一五七二の二、一五七三、一五七四、一五七五の一部一五七六の一部及びこれらと

大字堀字野田原	大字堀字野田原のうち一五六八の一部、一五六九、一五七二の二、一五七二の二、一五七三、一五七四、一五七五の一部、一五七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字堀字紙屋三〇一七次一、二〇一七の二、二〇二〇の三、二〇二二の一部、二〇二四の一部、二〇二五の二の一部、二〇二五の二、二〇二六の一部、二〇二七、二〇二九の一部、二〇三〇の三の一部、二〇三二の二及びこれらと一体をなす国有地
大字堀字紙屋	大字堀字紙屋のうち二〇一七次一、二〇一七の二、二〇二〇の三、二〇二二の一部、二〇二四の一部、二〇二五の二の一部、二〇二五の二、二〇二六の一部、二〇二七、二〇二九の一部、二〇三〇の三の一部、二〇三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字堀字桂川東	大字堀字桂川東のうち一九六四の二の一部及び一九七〇の二の一部並びに一九六七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字紙屋前一九五四の一及び一九五五と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字下太田畔二〇四六の二の一部、二〇四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字堀字紙屋前	大字堀字紙屋前のうち一九五三の二の一部、一九五五の二の一部、一九五六の二の一部、一九五八の一部、一九五九の二の一部、一九六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九五四の一及び一九五五と一体をなす国有地以外の区域並びに大字堀字桂川東一九六四の二の一部及び一九七〇の二の一部
大字堀字下太田畔	大字堀字下太田畔のうち二〇四六の二の一部、二〇四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大

<p>大字堀字ツエヌケ</p>	<p>大字堀字ツエヌケのうち二二四五の一の一部、二二四六の二の一部、二二四八の二、二二五一の一部、二二五五の一部、二二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字西上鍛冶屋二二三四の二の一部、二二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇三の二、二二三五の二及び二二三六の二と一体をなす国有地</p>
<p>大字堀字西上鍛冶屋</p>	<p>大字堀字西上鍛冶屋のうち二一九七の一の一部、二一九七の一の一部、二一九九の三の一部、二二〇一の一の一部、二二〇一の二、二二一〇の一部、二二三四の二の一部、二二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇三の二、二二三五の二及び二二三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字鳥森二一九九の二及び二一五二の二と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字ツエヌケ二四五の一の一部、二二四六の二の一部、二二四八の二、二二五一の一部、二二五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字堀字東上鍛冶屋</p>	<p>大字堀字東上鍛冶屋の全域、大字堀字西上鍛冶屋二一九九の三の一部、二二〇一の一の一部、二二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字ツエヌケ二二五五の一部</p>
<p>大字堀字鳥森</p>	<p>大字堀字鳥森のうち二二四九の二及び二一五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字西上鍛冶屋二一九七の一の一部、二一九七の一の一部及び二二一〇の一部</p>
<p>大字堀字上太田畔</p>	<p>大字堀字上太田畔のうち二〇七七の一部及び二〇七九の一部以外の区域</p>
<p>字堀字桂川東一九六七の一と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字上太田畔二〇七七の一部及び二〇七九の一部</p>	<p>字堀字桂川東一九六七の一と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字上太田畔二〇七七の一部及び二〇七九の一部</p>

<p>大字堀字小林</p>	<p>大字堀字小林のうち二二八九の一部、二二九〇の一部、二二九三から二九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字ツエヌケ二二五五の一部、二二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字堀字大エゴ二四二二の二及び二四二三の二から二四二三の五まで</p>
<p>大字堀字大エゴ</p>	<p>大字堀字大エゴのうち二四二二の二及び二四二三の二から二四二三の五まで以外の区域</p>
<p>大字堀字榎ノ木</p>	<p>大字堀字榎ノ木の全域並びに大字堀字狸穴二二五七の二</p>
<p>大字堀字狸穴</p>	<p>大字堀字狸穴のうち二二五七の二以外の区域</p>

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る堀地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、

次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理 番号 162	路 線 名 西福原後藤停車 場線	起	終	重要な経過地
		点	点	
		米子市西福原	米子市後藤停車場	

鳥取県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤松 大山線	西伯郡大山町赤松字豊清谷四八 七―一―地先から同町豊房字清水 原二〇四五―一―地先まで	三・六〇 二七・〇	六七八九・〇
両三柳後藤停車 場線	米子市両三柳字三右衛門道西二 九〇〇―一―九地先から同市錦町 三丁目一四六〇―一―五地先まで	四・八〇 二・三〇	二九一八・〇
	米子市両三柳字大沢十四五〇 ―一―二地先から同市米原字大沢九 七七九―一―四地先まで	五・三〇 六・八〇	六〇八・〇

鳥取県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路 線 名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
弓ヶ浜停車場線	変更前	米子市夜見町字樋口一五八二 ―一―六三六―一―地先まで	五・八〇 六・九〇	三六二・〇
	変更後	米子市夜見町字樋口一五八二 ―一―五八二―一―地先まで	五・八〇 六・九〇	九〇〇・〇
日吉津伯耆大山停 場線	変更前	西伯郡日吉津村大字日吉津字 沖開ノ二一七六四―一―四地先 から米子市蚊屋字五反田二八 ―一―二二地先まで	四・九〇 一五・五〇	二八三四 ・〇



金屋谷江府線	日野郡溝口町大字奥谷坂景 二九四六一地先から同町福 兼字末鎌南原三五四地先まで		変更前 二・九〇〇 二四・〇〇	変更後 九・〇〇〇 五七・五〇	一七四九 一七四九
	菅沢日野線		変更前 九・二〇〇 二〇・三〇〇	変更後 九・二〇〇 二〇・三〇〇	一一〇〇・〇〇 一一〇〇・〇〇
郡家鹿野気高線	八頭郡船岡町大字破岩字岸下 善久一番三九二地先から同 郡郡家町大字米岡字森谷下分 六二六一二地先まで		変更前 六・五〇〇 一〇・五〇〇	変更後 六・五〇〇 一〇・五〇〇	一、一八三 一、一八三
	江府中和用瀬線		変更前 二・九〇〇 二九・三〇〇	変更後 九・〇〇〇 二九・三〇〇	八六六・五 八六六・五

鳥取県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年一月二十八日から二週間鳥取県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路 線 名	区 長	供用開始の期日
赤松大山線	西伯郡大山町赤松字富蒲谷四八 七一一地先から同町豊房字清水 原二〇四五一一地先まで	昭和五十八年一月二十八日
両三柳後藤停車場線	米子市両三柳字三右衛門道西二 九〇〇一一九地先から同市錦町 三丁目一四六〇一一五地先まで	"
"	米子市両三柳字大沢十四五〇 七二地先から同市米原字大沢九 七七九一一四地先まで	"
弓ヶ浜停車場線	米子市夜見町字樋口一五八二地 先から同市夜見町字園道西一五 八二一一地先まで	"
日吉津伯耆大山停車場線	西伯郡日吉津村大字日吉津字真 前道ノ一、一二八一一地先から 米子市蚊屋字五反田二八一一二 二地先まで	"
米子環状線	米子市皆生字温泉二〇一八地先 から同市皆生字温泉一九〇六一 二地先まで	"
本鹿高福線	八頭郡河原町大字本鹿字屋敷二 八〇地先から同大字字野本三〇 二一一地先まで	"
"	八頭郡河原町大字水根字袴地三 五六一一地先から同大字字小橋 ノ元二五八一一地先まで	"



